

## たばこはマナーからルールへ！

コラ419

健康増進法の改正及び大阪府受動喫煙防止条例の施行により、**望まない受動喫煙を防止**するため、多数の人が集まる施設・店舗はその種類に応じて、**原則敷地内禁煙**または**屋内禁煙**が義務付けられています。

### ■ 施設の類型ごとに対策が決められています

子供や患者など、健康影響が大きい方が多く利用する施設（**第一種施設**）



病院



学校



行政機関の庁舎

原則敷地内禁煙

左記の施設以外で、2人以上の人が同時に利用する施設（**第二種施設**）



飲食店



商業施設



事業所 など

原則屋内禁煙

### ■ その他にもこんなルールがあります



屋内での喫煙は  
専用の喫煙室等の中でのみ可



標識掲示が  
義務付け



喫煙エリアへは  
20歳未満立入禁止